

公安委員会	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律による風営法の一部改正について	平成27年2月26日 保安課
説明資料No. 1		

1 概要

(1) 技能実習制度の適正化

- ア 主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を定めなければならないものとする。
- イ 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とする。
- ウ 実習実施者については届出制、監理団体については許可制とする。
- エ 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する罰則を規定することなどにより、技能実習生の保護に関する措置を講ずる。
- オ 地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。
- カ 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、技能実習計画の認定、監理団体の許可に関する調査等を行わせる。

(2) 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、より長期間の技能実習の実施等を可能とする。

(3) その他

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正 (附則第10条関係)

(1) エで新設される技能実習に強制的に従事させることの禁止に係る罪を、風営法第4条第1項第2号で規定する風俗営業の許可の欠格事由に係る罪に追加する。

イ その他所要の改正

(4) 施行期日

一部を除き、平成28年3月31までの間において政令で定める日

2 今後の予定

平成27年3月6日 関議決定（法務省及び厚生労働省が共同提出）

公 安 委 員 会	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告について	平成27年2月26日
説明資料No. 2		公 安 課

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第31条の規定に基づき、平成26年中の団体規制法の施行状況を法務省との共同請議により閣議決定の上、国会に報告するもの（今次報告で16回目）。主な報告内容は、下記のとおり。

記

1 観察処分の決定と期間の更新の経緯

公安審査委員会は、平成12年1月、オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分を決定。以後、3年ごと（15年1月、18年1月、21年1月、24年1月及び27年1月）に、当該処分の期間の更新を決定。

2 観察処分の実施等

- 公安調査庁は、平成26年中、合計24回延べ54か所に立入検査を実施。関係都道府県警察は、同立入検査に際し、周辺の警戒警備を実施。
- 公安調査庁は、平成26年中、3か月ごとに教団から役職員及び構成員の氏名等の報告を受け、その内容を警察庁に通報。

3 教団の現状

（1）組織の概況

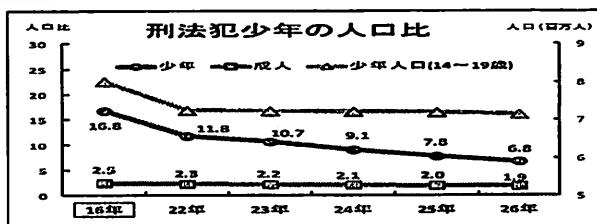
- 現勢は、国内に信者約1,650人及び拠点施設32か所、ロシア連邦内に信者約160人及び拠点施設数か所。
- 麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph」と、観察処分を免れるため、松本の影響力の払拭を装いつつ、松本の意思を実現することを目的として組織された「ひかりの輪」が中心。

（2）活動の概況

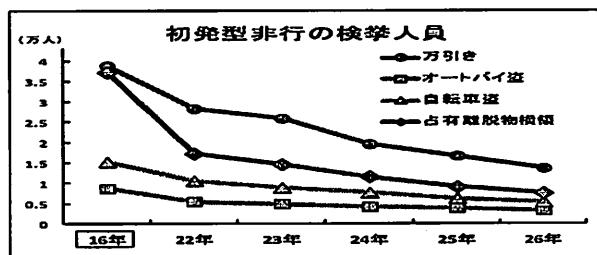
- 松本の影響力
 - ・ 松本の写真等を施設内の祭壇等に掲げたり、松本の修行を特徴付けていた「イニシエーション」（秘儀伝授）と同種の儀式を実施していることなどが確認されており、松本が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している。
- 閉鎖的・欺まん的体質
 - ・ 出家信者を拠点施設等に集団居住させて独自の閉鎖社会を構築し、公安調査庁の立入検査の際には非協力的な行為を反復（閉鎖的）。
 - ・ 公安調査庁への報告において、構成員の一部を報告せず、活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告せず（欺まん的）。
- 資金及び信者獲得に向けた諸活動
 - ・ 一般企業に就業する出家信者の給与等を上納させ、また、在家信者からは、説法会や「聖地巡り」と称する旅行を実施して布施等を徴収したり、「集中セミナー」で高額な布施を徴収するなど、多額の資金を獲得。
 - ・ 街頭や書店における声掛けのほか、SNSを利用等しながら、青年層を中心に接触を図り、教団名を秘匿して運営するヨガ教室への参加を働き掛けるなどして、新規信者を獲得。

1 非行少年の概況

- 刑法犯少年は4万8,361人と11年連続で減少したが、人口比は成人に比べ高水準
- 特に初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領）が大きく減少
- 性犯罪は高止まり、学職別では中学生（触法少年を含む）が高校生の1.8倍
- 振り込め詐欺は急増、検挙人員の7割が「受け子」

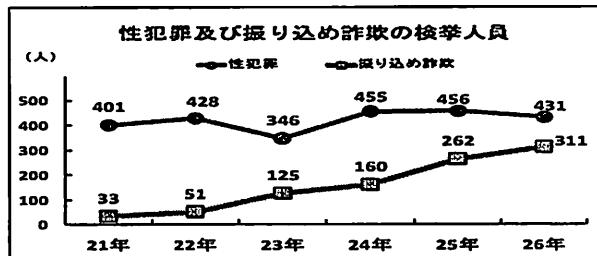


1頁



4頁

3頁

3頁
7頁
18頁7頁
18頁

2 刑法犯少年の再犯者率及び共犯率

- 再犯者率は34.9%と17年連続で増加しており、統計のある昭和47年以降で最も高く、中でも凶悪犯の再犯者率は56.9%と高水準
- 少年同士の共犯率は25.4%と成人同士（10.9%）の2.3倍、不良交友関係を背景にした共犯は少年に顕著

※ 再犯者率＝刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合

3 学校のいじめ問題

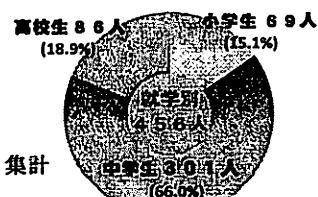
- いじめに起因する事件の検挙・補導件数、人員とも減少したが高水準
- 検挙・補導人員の約7割は中学生

※ 平成25年以降は「いじめ防止対策推進法」に規定する「いじめ」の定義により集計

いじめに起因する事件の検挙・補導状況					
	22年	23年	24年	25年	26年
件 数	133	113	260	410	265
人 員	281	219	511	724	456

24頁

24頁



4 今後の対策

- 地域社会と連携した立ち直り支援活動や低年齢少年を対象とした非行防止教室等「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進
- 少年を特殊詐欺に加担させないための取組の強化
- 事件捜査を通じた不良交友関係の解消等集団的不良交友関係対策の推進
- 学校との連携強化等によるいじめ問題に対する的確な対応

概況

平成 26 年における生活経済事犯全体の検挙事件数は 9,110 事件（対前年比 -11 事件）、検挙人員は 11,439 人（対前年比 -75 人）とほぼ前年並み。

1 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯の状況

- 高齢者の被害が多い利殖勧誘事犯や特定商取引等事犯では、検挙は増加傾向
- ヤミ金融事犯では、無登録・高金利事犯の検挙が減少する一方、関連事犯の検挙が増加し、全体の検挙は増加。新たな手口も後を絶たず
- 多くの事件で、引き続き、他人名義の預貯金口座、レンタル携帯電話などが利用されており、口座凍結要請や契約解除要請件数は前年を上回る

1 頁

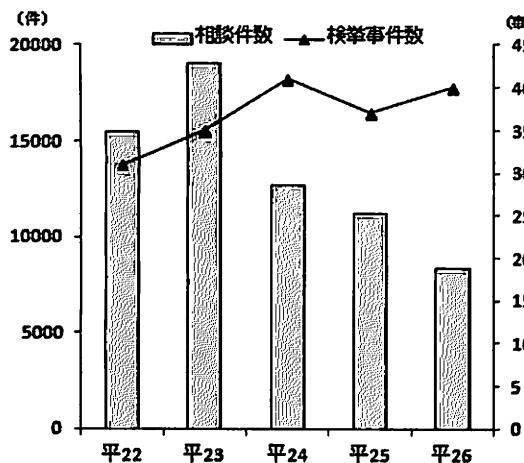
2 頁

7 頁

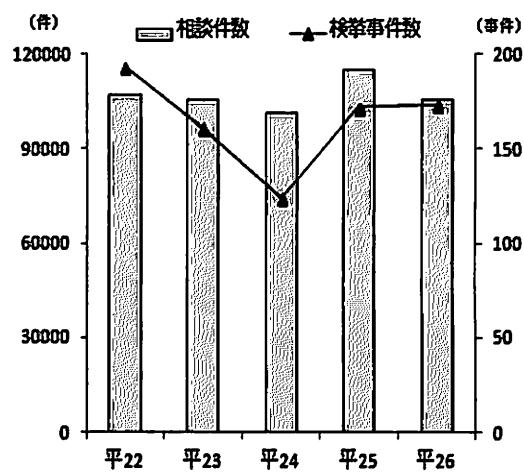
12 頁

30 頁

【利殖勧誘事犯の検挙等の推移】

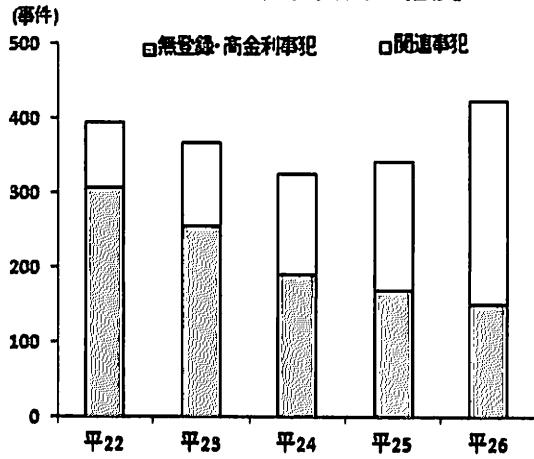


【特定商取引等事犯の検挙等の推移】

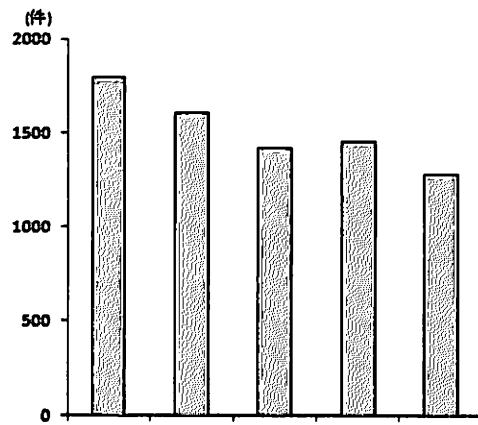


※いずれも相談件数は PIO-NET のデータにより作成

【ヤミ金融事犯の検挙事件数の推移】



【ヤミ金融事犯の相談件数の推移】



※PIO-NET のデータにより当官で作成

【対策】

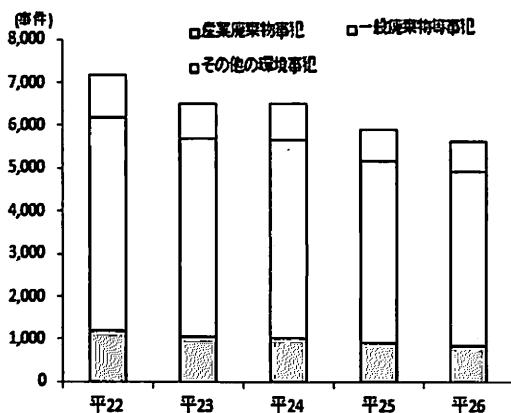
- 被害の拡大防止や被害回復を念頭に置いた早期の検挙
- 「090 金融」事犯など、表面化しにくい事犯の取締りによる、ヤミ金融事犯の一層の抑止
- 事業者、関係機関と連携した犯行助長サービス対策の推進

2 国民の健康や環境に対する事犯の状況

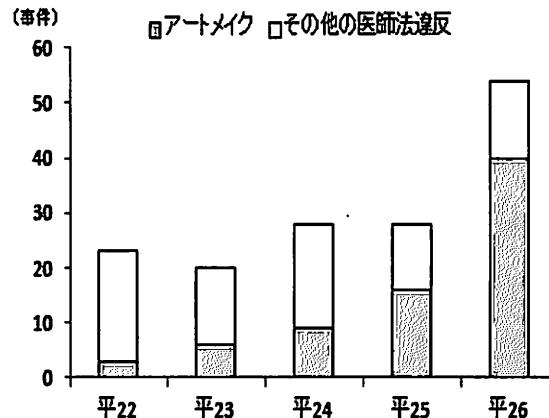
- 環境事犯では、関係行政部局との連携等の効果により、産業廃棄物事犯及び一般廃棄物等事犯とも、検挙が減少
- 保健衛生事犯では、アートメイクの流行に伴い無資格者による違法な美容施術の検挙が増加

15頁
17頁

【環境事犯の検挙事件数の推移】



【アートメイク施術に関する検挙事件数の推移】



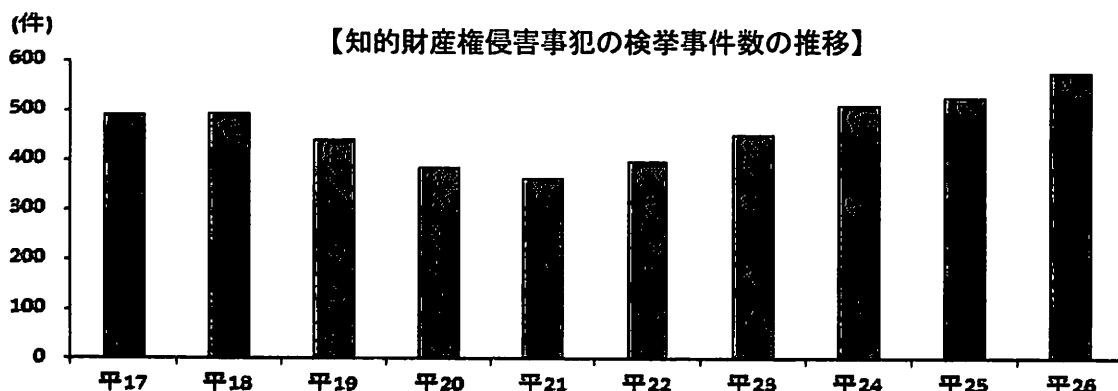
【対策】

- 関係行政部局との連携強化と早期発見・検挙による環境事犯の抑止
- 国民の健康被害に直結する事犯に対する先制的な取締り等の強化

3 経済の公正な競争を阻害する事犯の状況

24頁

- 知的財産権侵害事犯は、平成 21 年以降、検挙が増加傾向。インターネット利用による侵害形態が多数を占める
- 社会的に反響が大きい営業秘密侵害事犯では、検挙が増加（25 年：5 事件→ 26 年：11 事件）



【対策】

- サイバーパトロール等による端緒情報収集の強化と海外の捜査機関との連携
- 官民協働による営業秘密侵害事犯に対する対処能力の強化

公安委員会
説明資料No.5

第18回統一地方選挙の
違反取締りについて

平成27年2月26日
捜査第二課

1 選挙日程

選挙種別	告示	投票
都道府県知事選挙	3月26日	4月12日
指定都市市長選挙	3月29日	
都道府県議選挙、指定都市市議選挙	4月3日	
指定都市以外の市の市長・市議選挙 特別区区長・区議選挙	4月19日	4月26日
町村長・町村議選挙	4月21日	

2 施行予定団体数（2月1日現在、警察庁調べ）

選挙種別	首長	議員
都道府県	10	41
指定都市	5	17
指定都市以外の市	88	295
特別区	11	21
町村	119	371
計	233	745

$$\begin{aligned} \text{【統一率】 } & 27.3\% \\ & \left(\frac{\text{施行予定団体数 (978)}}{\text{団体数 (1,788)} \times 2} \right) \end{aligned}$$

3 事前運動取締本部の設置及び全国選挙違反取締主管課長会議の開催

2月25日、各都道府県警察（岩手県、宮城県、福島県及び沖縄県を除く。）では、「第18回統一地方選挙事前運動取締本部」を設置した。

また、第18回統一地方選挙に関し、選挙違反取締りの基本方針等について指示、協議を行うため、3月10日、警察総合庁舎7階大会議室において、全国選挙違反取締主管課長会議を開催する。

4 検挙・警告状況

- (1) 検挙はない（2月25日現在）。
- (2) 警告件数は、下記のとおり。

区分 態様	今回 (H27.2.23現在)	前回 (H23.2.21現在)	増減
文書頒布	31	49	- 18
文書掲示	554	715	- 161
言論	1	2	- 1
その他	12	17	- 5
計	598	783	- 185

(注) いずれも事前運動取締本部設置2日前現在のものである。

公安委員会	川崎市における男子中学生被害の殺人	平成27年2月26日
説明資料No.6	等事件の発生について	捜査第一課

神奈川県警察は、平成27年2月20日、神奈川県川崎市内の河川敷において男子中学生が遺体で発見された事件について、殺人・死体遺棄事件として捜査本部を設置し、捜査中である。

1 被害者

住居 神奈川県川崎市

中学1年生 A 男 当時13歳

2 被疑者

不詳

3 捜査の経過

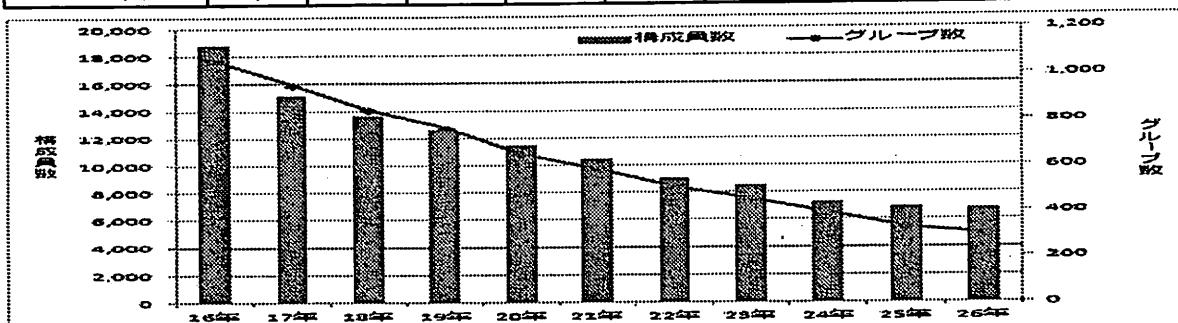
- (1) 平成27年2月20日、通行人からの110番通報により本件を認知。
- (2) 2月21日、遺体の身元が同市内に居住する男子中学生と判明。
- (3) 現場及び遺体の状況等から殺人・死体遺棄事件と断定、2月21日、捜査本部を設置し、所要の捜査を推進中。

1 暴走族の動向

(1) 実態

暴走族のグループ数及び構成員数は、引き続き減少傾向

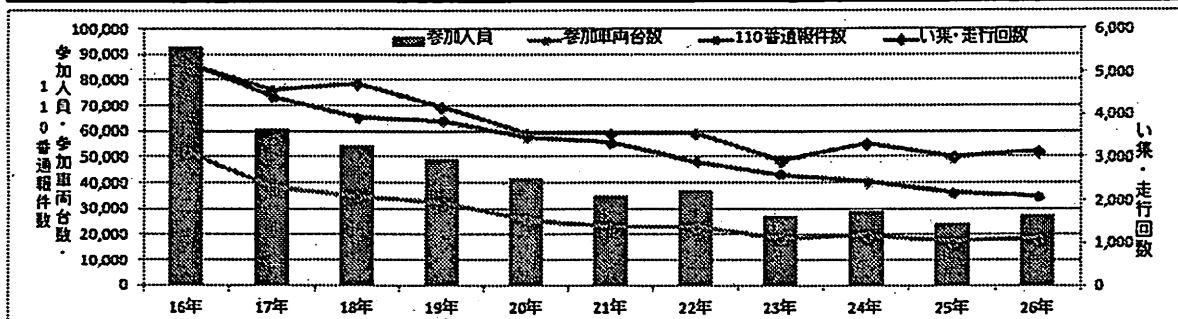
区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	対前年増減	対5年平均・増減数
グループ数	583	507	452	392	327	298	-29	-8.9%
構成員数	10,454	9,064	8,509	7,297	6,933	6,830	-103	-1.5%



(2) い集・走行回数等

- い集・走行回数、参加人員、参加車両台数は、中長期的には減少傾向にあるが、前年比で増加
- 110番通報件数は引き続き減少

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	対前年増減	対5年平均・増減数
い集・走行回数	3,572	3,566	2,923	3,317	3,011	3,131	120	4.0%
参加人員	35,247	36,961	27,037	28,828	24,508	27,643	3,135	12.8%
参加台数	23,180	23,223	18,572	19,688	17,455	18,495	1,040	6.0%
110番通報件数	55,549	48,284	43,215	40,577	36,360	34,861	-1,499	-4.1%



2 暴走族の検挙状況（検挙人員）

- 総検挙人員は、引き続き減少
- 共同危険行為等の検挙人員は、い集・走行回数等の増加に伴い、前年比で増加

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	対前年増減	対5年平均・増減数
道路交通法	29,534	27,969	26,551	22,774	16,364	12,544	-3,820	-23.3%
うち騒音関係違反	3,035	3,020	3,451	3,266	2,895	1,971	-924	-31.9%
うち共同危険行為等	2,405	2,008	1,679	1,274	1,194	1,323	129	10.8%
道路運送車両法	201	213	165	167	191	129	-62	-32.5%
刑法・その他	2,435	2,594	2,596	2,500	2,568	2,069	-499	-19.4%
総検挙人員	32,170	30,776	29,312	25,441	19,123	14,742	-4,381	-22.9%

※1 騒音関係違反は、近接排気騒音に係る整備不良、消音器不備及び騒音運転を計上

※2 刑法・その他の「その他」は、暴力行為等処罰法、毒物劇物取締法、覚せい剤取締法等を計上

3 今後の対応

- 他部門との連携強化、新たな捜査手法の活用、多角的な法令適用等による取締りの推進
- 道路管理者や施設管理者に対する暴走族をい集・走行させない環境づくりの働き掛け等、関係機関等と連携した諸対策の推進

公 安 委 員 会	「 ジ ャ カ ル タ 事 件 」 の 被 疑 者 の 逮 捕 に つ い て	平成27年2月26日
説明資料No. 8		国際テロリズム対策課

1 逮捕の概要

被疑者 : () 67歳

逮捕日時 : 平成27年2月20日(金) 午後3時40分

逮捕場所 : 成田国際空港第一旅客ターミナル

逮捕罪名 : 現住建造物等放火未遂及び殺人未遂

2 特別捜査本部の開設

警視庁は、2月20日、公安部長を本部長とする「日本赤軍」に係る「ジャカルタ事件特別捜査本部」を開設。

3 「ジャカルタ事件」の概要

昭和61年5月14日、在インドネシアの日本、米国両大使館に爆発物が撃ち込まれ、同地のカナダ大使館前でレンタカーが爆破される同時テロ事件が発生。この事件では、「反帝国主義国際旅団」(AIIIB)名の犯行声明が出されているが、日米捜査当局は、城崎を被疑者と断定。

4 これまでの経緯

- (1) は、赤軍派として活動し、活動資金調達のため、郵便局や金融機関を襲撃した強盗事件で懲役10年の有罪判決を受け服役していたが、昭和52年9月に発生したダッカ事件における超法規的措置により釈放され、日本赤軍に合流。
- (2) 平成8年9月、ネパール当局によって、カトマンズ市内において発見・逮捕され、米国当局に身柄を引き渡し。
- (3) ジャカルタ事件のうち、米国大使館に爆発物が撃ち込まれた事件について、米国において殺人未遂等で禁錮30年の有罪判決を受け服役していたが、本年1月16日、釈放。

5 今後の方針

の捜査を徹底し、事件の全容解明に当たるとともに、今後も、逃亡中の日本赤軍メンバー7人の早期発見・逮捕に向けた取組を推進。

公安委員会 説明資料No. 9	警察移動無線通信システムの統合・更新 について	平成27年2月26日 通信施設課
--------------------	----------------------------	---------------------

1 概要

老朽化等の問題が顕在化している現行のAPR形警察移動通信システム、パトカー照会指令システム及びWIDE通信システムを、IPR形移動無線通信システム（以下「IPRシステム」という。）として統合・更新。

2 IPRシステムの開発コンセプト

シンプルで耐災害性に優れた警察自営の通信システム（以下「自営システム」という。）と民間の携帯電話網を活用して構築する通信システム（以下「民間システム」という。）を円滑に併用・連携できる統合情報通信環境の実現。

3 想定する主な新機能等

(1) 自営システム

- 大規模災害等による一部機能喪失時における通信の維持
- 車載無線機のスピーカーマイクのワイヤレス化

(2) 民間システム

- 暗号の活用及び閉域網（部外者からはアクセスができない閉じたネットワーク）の構築によるセキュリティの確保
- アプリケーションソフトの追加による機能の柔軟な拡張
- 各種照会、画像伝送等の高速データ通信の活用

(3) 2つのシステムの連携

- 両システムの連携による地下街等におけるサービスエリアの拡大

4 今後の予定

平成27年度予算案において3箇年計画（国庫債務負担行為）に係る事項が盛り込まれている。当面は、一部の管区警察局における先行導入に向けて、関係所属と連携しつつ諸手続を実施。